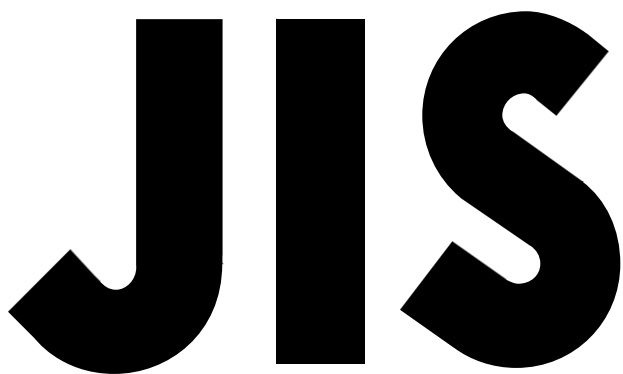




鉍石中のタングステン定量方法

JIS M 8128 : 2008

(JTMIA/JSA)

平成 20 年 7 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 非鉄金属技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	神 尾 彰 彦	東京工業大学名誉教授
(委員)	碓 井 栄 喜	社団法人軽金属学会 (株式会社神戸製鋼所)
	木 股 隆 三	株式会社ビスキャス
	小 出 正 登	日本伸銅協会 (三菱マテリアル株式会社)
	近 藤 良太郎	社団法人日本電機工業会
	齋 藤 鐵 哉	独立行政法人物質・材料研究機構
	下 村 孝	社団法人日本鉄道車輛工業会
	田 村 泰 夫	日本鋁業協会
	中 野 利 彦	株式会社神戸製鋼所 溶接カンパニー
	中 村 守	独立行政法人産業技術総合研究所
	西 村 尚	東京都立大学名誉教授
	林 央	独立行政法人理化学研究所
	町 田 克 己	住友金属鋁山株式会社
	矢 萩 強 志	財団法人日本船舶技術研究協会
(専門委員)	福 永 敬 一	財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 27.11.25 改正：平成 20.7.20

官 報 公 示：平成 20.7.22

原 案 作 成 者：タングステン・モリブデン工業会

(〒104-0045 東京都中央区築地 4-3-4 リッツ銀座ビル TEL 03-3541-6625)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：非鉄金属技術専門委員会 (委員長 神尾 彰彦)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 一般事項	1
4 試料の調製及び保管方法	1
5 定量方法の区分	1
6 酸分解・シンコニン沈殿分離酸化タングステン (VI) 重量法	2
6.1 要旨	2
6.2 試薬	2
6.3 試料数及び試料はかりとり量	3
6.4 操作	3
6.5 計算	7
7 融解・シンコニン沈殿分離酸化タングステン (VI) 重量法	7
7.1 要旨	7
7.2 試薬	7
7.3 試料数及び試料はかりとり量	8
7.4 操作	8
7.5 計算	10
8 併行許容差	10
解 説	12

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、タングステン・モリブデン工業会(JTMIA)及び財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS M 8128:1976** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に係る確認について、責任はもたない。

鉬石中のタングステン定量方法

Methods for determination of tungsten in ores

1 適用範囲

この規格は、鉬石中の酸化タングステン（VI）の定量方法について規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS K 0050 化学分析方法通則

JIS K 0115 吸光光度分析通則

JIS K 0116 発光分光分析通則

JIS M 8101 非鉄金属鉬石のサンプリング、試料調製及び水分決定方法

JIS Z 8401 数値の丸め方

3 一般事項

分析方法に共通の一般事項は、**JIS K 0050**、**JIS K 0115** 及び **JIS K 0116** による。

4 試料の調製及び保管方法

JIS M 8101 によって縮分した成分用試料¹⁾を、150 µm 以下²⁾に粉砕し、この成分用試料の一部を、100～105 °Cの空気浴中で約2時間乾燥した後、デシケーター中で室温まで放冷し、保管する。

これを成分試験試料（以下、試料という。）とする。

なお、この場合の保管は、**JIS M 8101** による。

注¹⁾ 成分分析のために採取した試料の総称をいう（**JIS M 8101** 参照）。

²⁾ 箇条 5 a) の分析方法によって定量を行う場合は、めのう乳鉢で、更に微粉砕することによって、試料の分解を容易に行うことができる。

5 定量方法の区分

酸化タングステン（VI）の定量方法は、次のいずれかによる。

- a) **酸分解・シンコニン沈殿分離酸化タングステン（VI）重量法** この方法は、灰重石及び精鉬された鉄マンガン重石のような酸で分解が容易なタングステン鉬試料に適用する。
- b) **融解・シンコニン沈殿分離酸化タングステン（VI）重量法** この方法は、一般タングステン鉬試料に適用する。